

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（協議の場の設置等）

第 213 条の 10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

（平成 30 年 2 月 21 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援室地域移行支援係事務連絡より抜粋）

1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所施設を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊を提供することとしており、施設からの地域移行の促進及び地域の生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用できない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。なお、日中サービス利用型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

3 常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置する。なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が 11 名以上の場合は、ユニットごとに 1 人以上配置する。

4 支援の実施について

日中サービス支援型グループホーム は、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

5 他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホーム は、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

6 基本報酬について

日中サービス支援型グループホーム は、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に適用すること。なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は、日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

7 共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人とする。立地については、他の類型と同様に、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。また、従業者のみが使用する施設については、共有して差し支えないものとする。

8 短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホーム が行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホーム と併設又は同一敷地内において行うものとする。なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型共グループホーム の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

9 事業所の単位について

日中サービス支援型グループホーム の事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

10 地方公共団体が設置する協議会等への報告について

日中サービス支援型グループホーム は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

11 事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス指定型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会に対し、運営方針や活動等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

12 指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホーム の利用者に対する指定相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリングの実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。